

松阪市職員共済組合売店運営事業委託に係る仕様書

1. 業務委託名

松阪市職員共済組合売店運営事業委託業務

2. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※ 営業開始は、原則として令和8年4月1日（水）とするが、現受託者、次期受託者及び松阪市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が協議したうえ、委託期間とあわせて変更する場合がある。

また、受託者の施設等使用状況及び営業状況等を勘案し、委託期間満了後は、売店事業委託条件の違反等がなく、売店として良好な運営状況と認められる場合で、使用を許可できると共済組合が判断した場合、売店運営事業委託を更新（5年間）することができるものとする。ただし、契約期間内であっても、共済組合が売店利用者にとって満足度が低く、不適切な運営状況であると判断した場合は、契約を打ち切る事が出来るものとする。

3. 事業実施場所

松阪市殿町1340番地1

松阪市役所本庁舎地下1階 約22.2㎡

（別添、「市役所本館 地下及び売店図面」参照）

《参考》

市の職員数 約980人（市役所本庁舎、分館の正規・会計年度職員数）

一日の売上げ平均 約65,000円（令和7年1月～10月）

4. 出店に関する内容

（1）営業日及び営業時間

原則、市庁舎の開庁日において、午前8時15分から午後5時30分まで営業するものとする。ただし、営業日及び営業時間は、提案に基づき、市との協議により変更することができる。

【参考】

開庁時間：開庁日の午前9時から午後4時30分までの間

※職員の勤務時間（基本）：午前8時30分から午後5時15分

閉庁日：日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２２年法律第１７８号）に規定する休日並びに１２月２９日から翌年の１月３日までの間

（２）営業日及び営業時間に関する留意事項

- ア 原則として開庁時間以外は、市の職員及び関係者を除き、庁舎内への一般の立入りはできない。
- イ 年間数回程度、施設の点検や工事等に伴う停電作業のため、停電する日がある。その際の仮設電源の準備や商品の移動等は受託者が負担することとする。
- ウ 契約締結後は、共済組合及び庁舎管理者が承認する場合に限り営業日又は営業時間の変更ができる。

（３）委託内容、条件等

ア 基本コンセプト

組合員及び来庁者の利便性向上と福利厚生の実現を目的として売店を設置することから、ニーズに合った多様な商品を提供すること。

イ 取扱品目

禁止品目を除き、応募者の提案によるものとする。

区 分	商 品 等
推奨品目	・ 食品 ・ 飲料水 ・ オフィス関連商品 ・ その他
禁止品目	・ アルコール類 ・ アダルト関連商品

ウ 販売価格

売店で販売する商品等の価格は、明確に表示すること。

エ 販売形態

- ① 有人対応や無人対応、代金決済方法等については、受託者の企画提案によるものとする。
- ② 販売形態等については、企画提案書で明確に提案すること。
- ③ 販売及び代金決済に係る機器類は受託者の負担とする。

オ 委託料

共済組合からの委託料は無償とする。

カ 経費負担等

- ① 施設使用料（賃借料） 無料
- ② 電気料金 受託者負担
- ③ ガス機器は使用できない。
- ④ 水道の引き込みはできない。※地下階段付近に給水室（流し台）有り

キ 通信

電話が必要な場合は、庁舎管理者と協議し、受益者の負担により準備すること

ク Wi-Fi 環境

売店利用者の利便性向上のため、庁舎管理者と協議し、Wi-Fi 環境を共済組合で整備する。

ケ 備品・什器等

必要な備品、什器等については、全て受託者で整備すること。

コ 廃棄物処理

- ① 受託者の事業活動によって生じた廃棄物は、受託者の責任の下、適正に処理すること。
- ② 売店内又は、売店付近にゴミ箱等を設置し、受託者の負担により廃棄物を処理すること。

サ その他

- ① 清掃費、その他の運営に要する経費は受託者が負担すること。
- ② 販売商品の売店への搬入等については、業務委託期間前に共済組合及び、庁舎管理者の承認を得ること。
- ③ 点検及び緊急対応により、共済組合又は、庁舎管理者等が売店内に立ち入る場合があることを了承すること。

(4) 運営体制

ア 有人対応、無人対応に関わらず、事業を適正に実施すること。

イ 利用者からの要望等については迅速に対応し、適切に改善すること。

ウ 利用者からの苦情、機器の故障等については、事業者の責任において速やかに対応すること。

エ 防犯対策などを含むセキュリティ対策を適切に行うこと。

オ 災害発生等、緊急時に適切な対応ができるよう体制を整備すること。

(5) 施設改装等

- ア 施設の改装が必要な場合は、事前に共済組合及び庁舎管理者と協議のうえ、受託者の負担において改装すること。
- イ 運営事業委託期間が満了したときには、受託者の負担により使用施設設備等を速やかに原状に回復し、返還すること。ただし、共済組合及び庁舎管理者が原状回復の必要がないと認めた場合はのぞく。
- ウ 電気設備・機器等の設置については、事前に庁舎管理者と協議が必要となる。なお、分電盤から電気機器、什器までの設置費は全額受託者負担となる。また、機器等の設置により、現在の分電盤の容量を超える場合、動力を使用する場合は、事前に庁舎管理者と協議が必要となる。

※現在の分電盤容量

電灯 75 A

- エ 将来、市が庁舎の改装、配置換え等を計画・実施する場合において、売店に影響が出る時（売り場面積等の拡大等）は、共済組合及び庁舎管理者との協議に応じるとともに、可能な限り協力すること。

(6) 営業許可等

受託者は企画提案書に含まれる商品・サービスの取扱いに法令上の許可等が必要な場合は、受託者の負担により適正な取り扱いをすること。

(7) その他

- ア 共済組合の求めに応じて、売上等を報告すること。
- イ 業務の遂行にあつては、売店を管理運営に関する全ての法令等を遵守すること。
- ウ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけない。このことは、委託業務終了後も同様とする。